宇城市ひとり親家庭等医療費助成の申請手続きが変更になります（令和８年11月診療分～）

宇城市では、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とした「ひとり親家庭等医療費助成制度」を実施しています。

受給対象者の方の負担軽減と、さらなる利便性の向上を踏まえ、令和８年１１月診療分から医療費の助成内容を変更します。

健康保険の種類	支払方式	受診から支払いまでの流れ
・国民健康保険 **・社会保険** （協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等）	**現物給付方式** 医療機関窓口ではひとり親医療費助成後の自己負担額（一部負担金額の３分の１に相当する額）まで支払う	① 県内医療機関を受診 ② 「マイナ保険証または健康保険資格確認書」と「**ひとり親家庭等医療費受給資格者証（橙色）**」を提示 ③ ひとり親家庭等医療費助成後の自己負担額のみを窓口で支払う

償還払いと現物給付の違い

【例】受給対象者が国民健康保険（自己負担３割）で県内の医療機関を受診し、医療費総額が 10,000 円の場合

●償還払い

医療保険分【７割】（7,000円）	**窓口支払額【３割】（3,000円）**	
	ひとり親医療費（2,000円）	自己負担額（1,000円）

医療機関窓口で、医療費総額の３割である 3,000 円をお支払いください。
後日、市役所へ払い戻しの申請を行い、ひとり親医療費の 2,000 円が口座に振り込まれます。

●現物給付

医療保険分【７割】（7,000円）	ひとり親医療費（2,000円）	**窓口支払額（1,000円）**
		自己負担額（1,000円）

医療機関窓口で、自己負担額の 1,000 円をお支払いください。
ひとり親医療費の 2,000 円は、市から熊本県国民健康保険団体連合会を通じて医療機関等へ支払います。

○**医療機関窓口で「宇城市ひとり親家庭等医療費受給資格者証」（橙色）の提示が必要です。**

（窓口で提示がない場合、後日市役所への医療費償還払いの申請が必要になります。）

〇以下の場合は、受給資格者証を提示しても現物給付の対象にはなりません。
これまでどおり、医療機関の窓口で一部負担金をお支払いください。後日、ひとり親家庭等医療費助成金申請書に領収証などを添えて、市役所へ払い戻しの申請をしてください。

1. **入院**したときや**熊本県外**の医療機関・薬局等での診療及び調剤のとき
2. １つの医療機関における月の一部負担金が 21,000 円以上のとき（※１つの医療機関＝医療機関＋その調剤分、入院と外来、医科と歯科は別になります。）
3. 他の法律や制度で一部負担金が安くなるとき（自立支援医療・特定疾病など）
4. 治療用装具に係る費用で保険者が保険給付を認めたとき
5. 鍼灸院・整骨院等で施術したとき（保険適用分に限る）
6. 健康保険が適用されないとき
7. 交通事故等の第三者行為による診療のとき
8. ２０２６年（令和８年）１０月診療分以前の医療費
9. 年齢が７０歳以上の人

〇更生医療（人工透析等）や特定疾病、特定疾病（難病）、自立支援医療（精神通院）等の受給者証をお持ちの方は、そちらの受給者証のみを医療機関窓口にご提示ください。端数の額の助成は、これまでどおり市役所への医療費償還払いの申請が必要になります。

〇ひとり親家庭等医療、こども医療、重度心身障がい者医療の併用はできません。
（いずれか１つを選択してください。）
※令和８年１０月診療分からの宇城市こども医療費助成制度の無償化に伴い、受給者（親）の分の受給資格証のみ発行しております。
なお、発行が必要な場合は市役所で発行できます。

〇ご加入の健康保険組合等から高額療養費や付加給付が支給される場合は、その金額を差し引いた額を助成するため、必ず支給決定通知書を添付して、医療費償還払いの申請をしてください。

〇次のような場合は、市役所へ届出が必要です。
・住所や氏名が変わったとき
・加入している健康保険が変わったとき
・ひとり親家庭等ではなくなったとき
・宇城市外へ転出するとき
・生活保護を受けることになったとき

問い合わせ先
宇城市　福祉部　子ども未来課
給付支援係
TEL:0964－32－1404（直通）